

第1回入札制度等検証委員会  
会議録

四條畷市

1 令和3年10月1日 午後1時00分 四條畷市役所東別館201会議室において、第1回入札制度等検証委員会を開催する。

2 出席者

四條畷市長		東 修平
四條畷市入札制度等検証委員会 委員長		田中 秀明
四條畷市入札制度等検証委員会 副委員長		山形 康郎
四條畷市入札制度等検証委員会 委員		菊池 健太郎（オンライン）

3 事務局出席者

総合政策部長兼 魅力創造室長	西尾 佳岐
総合政策部次長兼 秘書政策課長	木下 順代
秘書政策課課長代理	松木田 智美
秘書政策課主査	安田 直由

4 規則第3条第4項の規定に基づく関係者

総務課長	浅倉 裕次
総務課事務職員	園田 直樹

5 会議録作成者

秘書政策課課長代理	松木田 智美
-----------	--------

6 案件

- (1) 諮問「公共調達に係る契約の締結並びに契約相手方の選定のための入札及び随意契約の運用基準その他の制度の改善策について」
- (2) 本市における入札契約制度等について
- (3) 今後の会議の進め方について
- (4) その他

総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>本日は、公私ご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございます。お時間となりましたので、ただいまから第1回四條畷市入札制度等検証委員会を開催いたします。</p> <p>開催に先立ちまして、市長からご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>皆様こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にも関わりませず、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>この委員会は、本市元職員が入札に関する情報を漏えいしたとして、令和3年7月に逮捕されるという事件を受け、我々としては、制度等の改善が必要であるという結論に至り、本検証委員会の設置となりました。契約制度等が人の営みである以上、制度だけで全てをなくしていくということは不可能かもしれません。一方で、可能な限り制度等を改善していくことで、一つでも少しでもそうした事象が起こる可能性を減らしていければと思っておりますので、委員皆様には厳正なるチェックをいただきまして、可能な限りご忌憚なくご意見をいただければと思っております。</p> <p>そして、報告書を最終的に受け取らせていただいた後は、市としても可能な限りそれらを反映させていけるよう取り組んでまいりますので、改めまして委員の皆様によりしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は第1回目の会議でございますので、委員長が決まるまでの間、事務局の木下が進行役を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、まず、委員の紹介をさせていただきます。資料1の四條畷市入札制度等検証委員会委員名簿をご覧くださいたく存じます。お一人ずつ、お名前をご紹介いたしますので、委員の皆様には、一言ずつご挨拶いただければと存じます。</p> <p>それでは、田中秀明委員、お願いたします。</p>
田中委員	<p>明治大学公共政策大学院、田中と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、山形康郎委員、お願いたします。</p>
山形委員	<p>弁護士の山形と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p>

総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、菊池健太郎委員、お願いいたします。</p>
菊池委員	<p>公認会計士の菊池健太郎と申します。よろしくお願いいたします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>次に、若干のお時間を頂戴しまして事務局職員の紹介をさせていただきます。</p>
総合政策部長兼魅力創造室長	<p>総合政策部長兼魅力創造室長の西尾です。</p> <p>西尾でございます。よろしくお願いいたします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>秘書政策課の松木田です。</p>
秘書政策課課長代理	<p>松木田です。よろしくお願いいたします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>では、審議に入ります前に、まず定足数の確認について事務局からご報告いたします。本日は、委員3名中、全員の委員にご出席をいただいておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。</p>
	<p>続きまして、本委員会の委員長の選出をお願いしたいと存じます。資料3の1ページでございます四條畷市入札制度等検証委員会規則第2条第1項の規定に基づきまして、委員長及び副委員長は委員の互選により選出していただくことになっておりますが、ご意見などございましたらよろしくお願いいたします。</p>
	<p>(山形委員 挙手)</p> <p>山形委員、お願いします。</p>
山形委員	<p>行政機関での実務経験をお持ちであって、公共政策及び契約制度に見識が深い田中委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>ありがとうございます。山形委員からご発言がございましたが、菊池委員はいかがでしょう。</p>

菊池委員	私からもぜひお願いいたします。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	ありがとうございます。委員の皆様から、田中委員を委員長にとのお声がございましたので、田中委員、お引き受けいただけますでしょうか。
田中委員	はい、お受けいたします。大変光栄に思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	ありがとうございます。委員長は田中委員にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。 それでは、田中委員長は委員長席にご移動をお願いいたします。
	(田中委員長 席移動)
総合政策部次長兼 秘書政策課長	それでは、会議の進行につきましては、規則第3条第1項に基づき、議長の田中委員長に引き継がせていただきます。田中委員長、よろしくお願いいたします。
田中委員長	ただいま委員長を仰せつかりました田中です。どうぞよろしくお願いいたします。座ってこれからお話をさせていただきます。皆様のご協力の下、審議を円滑に進行してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次に副委員長の選出に移らせていただきます。規則第2条第1項の規定により、副委員長についても委員の互選によって定めることになっております。 私としましては、副委員長は、弁護士としてのご経験や経歴等を考慮して、山形委員にお願いしたいと思いますが、菊池委員、いかがでしょうか。
菊池委員	私も山形委員でお願いできればと思っております。
田中委員長	ありがとうございます。菊池委員のご了承をいただきましたので、山形委員、お引き受けいただけますでしょうか。
山形委員	お受けさせていただきたいと存じます。
田中委員長	ありがとうございます。それでは、副委員長につきましては、山形

田中委員長	<p>委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、四條畷市入札制度等検証委員会の公開、非公開について、つまり傍聴を認めるかどうかに関して決定したいと存じます。審議会等の会議の公開等に関する指針があるとのことですので、事務局の説明を求めます。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>資料4の審議会等の会議の公開等に関する指針及び資料5の四條畷市情報公開条例をご覧ください。この指針は、本市における審議会等の会議の公開等に関し、必要な事項を定めたものです。</p> <p>資料4の1ページ、3、会議の公開の基準をご覧ください。原則として公開することとされていますが、同指針3の第1号及び第2号におきまして、非公開となる場合を規定しております。同指針3の第1号におきまして、資料5の2ページをご覧ください。四條畷市情報公開条例第7条又は第8条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議を行う場合、また、同指針3の第2号におきまして、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない場合に公開しないことができるとされています。</p> <p>次に、公開又は非公開の決定についてですが、もう一度、資料4の1ページ、同指針4の公開・非公開の決定をご確認ください。審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとしてされており、以上が指針の内容の説明でございます。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。私といたしましては、本委員会の趣旨に照らしますと、非公開にする理由は見出しにくいかと思っておりますので、基本的には公開でよいかと思っております。委員の皆様のお考えはいかがでしょうか。</p>
山形副委員長	<p>異議ございません。</p>
菊池委員	<p>異議ございません。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。では、これより会議については公開いたします。会議の中で、非公開情報を取り扱うなど、公開での審議が難しいと思われる場合が出てきたときは、その都度、委員の皆さんにお諮りしてまいりたいと思います。</p>

田中委員長	<p>なお、傍聴の手続等につきましては、事務局において、あらかじめ資料6の四條畷市入札制度等検証委員会の傍聴要領（案）を作成していただいているようであり、内容的に必要な事項は十分に書かれていると思いますので、これにより取り扱いたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。</p>
山形副委員長	<p>異議ありません。</p>
菊池委員	<p>異議ございません。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。ご異議がないようですので、事務局の傍聴要領を基に進めさせていただきます。</p> <p>次に、委員会の会議録の取扱いについては、どのようになっていますでしょうか。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>委員会の会議録につきましては、先ほどもご覧いただいた資料4、審議会等の会議の公開等に関する指針の2ページ、7、会議録の作成におきまして、作成することが義務づけられており、その記載内容につきましても第1号アにおいて定まっておりますので、発言者の氏名も明記させていただくこととなります。</p>
田中委員長	<p>分かりました。会議録の作成については、それをお願いいたします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>ありがとうございます。案件に入る前に、会議の公開が決定しましたので、傍聴者が入室するお時間をいただいてもよろしいでしょうか。</p>
田中委員長	<p>お願いします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>ありがとうございます。 それでは、しばらくお待ちください。</p> <p style="text-align: center;">（傍聴者 1名入室）</p> <p>傍聴者の入室が完了しましたので、田中委員長、お願いいたします。</p>

田中委員長	<p>わかりました。それでは進めさせていただきます。          案件1に入りたいと思います。まず、市長から諮問をお受けしたいと思います。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>それでは、田中委員長、東市長は、中央までご移動をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(田中委員長及び東市長 移動)</p>
市長	<p>四條畷市入札制度等検証委員会委員長、田中秀明様。          公共調達に係る契約の締結並びに契約相手方の選定のための入札及び随意契約の運用基準その他の制度の改善策について。          このことについて、四條畷市入札制度等検証委員会条例第2条の規定により、下記事項について諮問します。          令和3年7月6日、本市元職員が学校給食運搬業務の委託に係る入札にて、秘密事項を業者に漏らした見返りに賄賂を受け取ったとして、加重収賄及び官製談合防止法違反の疑いで逮捕されるという事件が発生し、市民の信頼を著しく損なうこととなりました。速やかに市民の信頼を回復するため、第三者の中立・公正な立場から、本市の公共調達に係る契約の締結、並びに契約相手方の選定のための入札及び随意契約の運用基準その他の制度についての検証を進め、競争性、公平性、透明性及び公正性を向上させ、より適正な運用を図るための改善策に関し、ご審議をいただきたく、諮問いたします。          よろしく願いいたします。</p>
田中委員長	<p>謹んで諮問をお受けいたします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>それでは、お席にお戻り願います。</p> <p style="text-align: center;">(田中委員長及び東市長 移動)</p>
	<p>なお、市長につきましては、この後、別の公務が控えておりますので、こちらで退席させていただきます。</p>
田中委員長	<p>ただいま諮問がありました、公共調達に係る契約の締結並びに契約相手方の選定のための入札及び随意契約の運用基準その他の制度の改善策について、今後、審議・議論を進めていくにあたりましては、事件の経過や現行の契約制度について、その内容を押さえてお</p>

田中委員長	<p>く必要があると思いますので、案件2の本市における入札契約制度等について、聴取を行いたいと思います。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>案件2の内容説明については、より詳細に内容を把握しております、契約担当課の職員に説明をさせたいと存じます。</p> <p>資料3、四條畷市入札制度等検証委員会規則第3条第4項の規定において、委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができるとされております。当該規定により、契約担当課の職員から説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
田中委員長	<p>契約担当課の職員の出席及び説明を認めます。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>ありがとうございます。それでは、入室させていただきますので、しばらくお待ちください。</p> <p style="text-align: center;">(契約担当課職員 入室)</p> <p>契約担当課の職員を紹介させていただきます。総務部総務課の浅倉課長と園田でございます。</p>
総務課長	<p>浅倉でございます。よろしくお願いいたします。</p>
総務課事務職員	<p>園田でございます。よろしくお願いいたします。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>では、説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>改めまして四條畷市、総務課長の浅倉でございます。よろしくお願いいたします。私からは、四條畷市入札契約制度に関する説明をさせていただきます。着座にて説明させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
田中委員長	<p>はい。</p>
総務課長	<p>ありがとうございます。失礼します。</p>

総務課長

それでは、資料7、四條畷市入札契約制度等の資料をご覧いただきたいと存じます。

資料1の過去と今回の入札、契約にかかる不祥事及び契約担当課組織体制から、資料10の随意契約の事務フローの目次となっております。それぞれの資料を用いて説明させていただきます。また、説明につきましては少し前後いたしますが、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。過去と今回の入札、契約にかかる不祥事及び契約担当課組織体制でございます。

(1)、(2)に記載のとおり、過去、平成11年に発注した公共工事に伴い、請求金額を事前に入札し、建設業者に漏らして現金を受け取ったことにより、平成13年11月に当時の建設部土木公園課長代理兼主任が逮捕・起訴され、また、平成14年7月に、当時の市長、水道事業管理者及び総務課長が、学校給食調理場新築工事に関する競争入札妨害等で逮捕された事件でございます。

それらの事件を受け、入札制度におきましても再発防止に向け、改正を行ってきたところでございます。

主な入札制度の改正経緯といたしましては、平成13年5月には、建設工事における全ての入札物件について、予定価格や最低制限価格の事前公表を実施、平成15年5月に、設計業務等における予定価格の事前公表の実施をはじめ、表に記載のとおり改正等を行ってきたところでございます。

次のページをご覧ください。今回の事件の経過、概要等でございます。

本年5月23日に、学校給食センター所長であった元所長が学校給食費に係る横領の疑いで逮捕、7月6日には、その捜査の過程において、学校給食運搬業務の委託に係る入札について、機密事項を業者に漏らした見返りとして贈賄を受け取ったとして、加重収賄及び官製談合防止法の疑いに加え、学校給食費約1,450万の横領で逮捕された事件が起きました。7月29日には、当該運搬業務受注業者の役員2名が四條畷市給食センター元所長への贈賄容疑で書類送検された事実を確認したことから、四條畷市建設工事等指名停止要綱別表の措置要件に該当するため、令和3年7月29日から令和5年7月28日まで指名停止を行ったところでございます。

その後、案件1でも説明があったと思いますが、9月6日に競争性、公平性、透明性及び公正性を向上させ、より適正な運用を図るため、入札制度等の改善すべき事項について、外部有識者による検証を行う四條畷市入札制度等検証委員会を置くため、条例を制定いた

総務課長

したところでございます。

次に、平成30年度学校給食センターの給食運搬業務委託についてでございます。

平成31年3月4日に入札公告を行い、入札を3月25日に実施しております。応札業者につきましては1者でございます。入札方法につきましては公募型指名競争入札で、予定価格は事後公表でございます。入札の結果、その応札業者が予定価格内であったため、落札しております。契約期間といたしましては、平成31年4月1日から令和6年3月31日までを期間とし、平成31年3月26日に契約を締結しております。

次に、平成30年度現在の契約担当課の組織体制でございますが、平成30年度は課長をはじめ4名の体制で行っております。現在は課長を含め3名体制でございます。以上が資料の説明でございます。

続きまして、資料2-1から2-4の実績でございますが、後ほど実績でございますので説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして資料3の1ページから3ページをご覧ください。横軸に入札方法と関係法令との根拠を、また縦軸に関しましては資格審査、予定価格の作成、開札、契約相手の決定、契約の締結、履行等を記載しており、契約制度の内容と関係法令との関係性を確認するための資料でございます。

続きまして、資料4をご覧ください。地方公共団体における調達には、一般競争入札が原則とされておりますが、この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあるため、指名競争入札や随意契約による調達が例外的に取扱いとして認められています。そのため、各地方公共団体においては、これらの規定を適切に活用することが求められているということで、総務省のほうからの資料でございます。

続きまして、資料5の2ページをご覧ください。先ほどの4の資料等の入札制度等を踏まえ、入札制度等のあらましを作成し、本市では、原則として契約の種類や1件当たりの設計金額等の条件に応じて、表に記載のとおり、工事等における入札方式の基準を定め、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の契約方法によって行っております。

また、それぞれの契約方法の概略で、条件付一般競争入札の参加資格や地域要件、指名競争入札の指名要件、随意契約についての基本ルールを3ページから5ページにかけて示している資料ござい

総務課長

ます。

続きまして、四角囲みの7の資料をご覧ください。少し文字が小さくて申し訳ございません。資料の左側に記載がある発注者である四條畷市、右側が入札参加者のフローとなっております。

まず、左の発注者側の上から順に、事業担当課において、設計、仕様書作成の上、起案手続を行い、設計金額が50万円以上は、契約担当課の合意を得て、それぞれの金額に応じて四條畷市事務決裁規程に規定する決裁者の決裁を受け、契約担当課の総務課に契約依頼を行います。その後、設計金額が250万円以上の場合は、入札審査会で入札参加要件などを決定し、入札を行うための入札公告を行います。

右側に記載している入札参加者が、要件などの確認の上、それぞれ参加申出の提出を契約担当課に行い、入札参加資格の審査を経て、入札参加確認通知、設計等の配付を行います。また、設計図書に關しまして質疑がある場合については、その回答を入札参加者全てに行います。

その段階において、発注者側では予定価格の設定等を行います。その後、入札の結果、落札者を決定し、契約締結という流れになります。期間的には、左側にお示ししておるんですが、事業担当課から契約担当課に契約依頼があつて30日から40日程度となっております。以上が入札フローとなります。

続きまして、随意契約に関する説明を申し上げますので、四角囲みの8の資料の2ページをご覧ください。資料の中段になりますが、3、随意契約についてでございます。随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的契約手法であり、地方自治法施行令第167条の2第1項で認められたときのみ実施できます。個別の契約案件が随意契約可能な案件に該当するか否かは、地方公共団体が判断することになります。

可能要件につきましては、資料の1ページから6ページに記載しており、第1号では予定価格が少額の場合、第2号では性質または目的が競争入札に適さない場合、第3号では特定の施設から物品を買入れまたは役務の提供を受ける契約をするとき、第4号では新規事業分野の開発者からの新商品の買入れの契約をする場合、5号は緊急の必要により競争入札に付することができないとき、6号は競争入札に付すことが不利と認められるとき、7号は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき、8号は競争入札に付し入札者がいないとき、再度の入札に付し落札者がいない場合でございます。9号は落札者が契約を締結しないとき等、

総務課長

第1号から第9号まで記載しており、本市において事業内容を十分確認の上、運用を行っているところでございます。

続きまして、少し資料のほう飛びまして、四角囲みの10の資料をご覧ください。少し簡単ではございますが、随意契約についての事務フローでございます。手続に関しましては、先ほどの入札と異なり、決裁手続を行い、期間としては10日程度になります。

続きまして、恐縮でございますが、四角囲みの9-1の資料をご覧ください。入札条件一覧表でございます。先ほどまでに説明いたしました一般競争入札、指名競争入札、公募型指名競争入札など、予定価格や最低制限価格の公表などを示した資料となっております。

左側の発注種目ということで、建設工事、設計業務等、委託管理業務等、庁舎清掃業務等ということで、発注種目が異なり、契約方法については、それぞれ一般競争入札から随意契約まで記載しておるんですけれども、金額的にそれぞれに応じたところで行います。また、当時の平成11年、14年等を受けまして、一番上記に書いてございます建設工事に関しましては、予定価格の公表時期を事前公表に変えたということと、最低制限価格等につきましても事前公表としたという資料でございます。

続きまして、四角囲みの9-2の資料をご覧ください。先ほどの9-1で入札条件一覧を示した部分のフローとなっております。

まず、工事種別について、どのような工事であるか、条件というところがございまして、工事に関していきますと、土木工事、建築工事、それ以外の工事というところの中で、金額はそれぞれ分かります。土木工事に関しましては、一番上記にございますが、一番上でいきますと、名義人、随意契約1号ということで下書いておるんですけれども、その場合については、履行場所と近接であって実績を踏まえて選定をしていくと。予定価格についても事後公表とするというところであったり、その上にいきますと、指名競争入札ということになりますと、予見的な履行場所との近接性、実績等を踏まえて選定を行い、予定価格、最低制限価格とも事前公表。その上の一般競争入札、それぞれございますけれども、地域要件型というところと上の条件付一般競争入札というところがございまして、それぞれ最低制限価格、予定価格についても記載しているような形の中で、この表に基づき一定判断をしているというところでございます。

すみません、最後に四角囲みの2-1の資料ということでございます。平成30年度から令和2年度の過去3年間の契約状況を示したものでございます。①は業務種別別、件数別ということになります。②は業務種別別、落札金額ということで、金額ベースで示させて

<p>総務課長</p>	<p>いただいております。③につきましては、契約方法別の件数と予定価格の金額、落札金額の比較したものになっております。この①の件数ベースでいきますと、随意契約に関しましては、年々減少傾向にあるものの、他よりも高い比率を示しております。また、②の金額ベースでは、同じく随意契約は年々減少傾向にございますが、一般競争入札の比率が高いことが確認できます。</p> <p>また、四角囲みの2-2から2-4の資料につきましては、先ほど2-1の資料の個別資料となっております。できましたら後ほど確認いただきたいと存じます。</p> <p>以上、誠に簡単ではございますが、案件2、本市における入札契約制度等についての説明でございます。ありがとうございました。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>説明ありがとうございました。大変な資料の作成ご苦労さまでした。</p> <p>これより、いまご説明いただきました資料についての質疑等をさせていただきます。すいませんが、最初に私のほうから質問させてください。エクセルで入札条件一覧表というのがございますね。資料は頂いていますけれども、少し補足的な説明をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、これは順番に入札条件一覧表で、最初の建設工事のところなのですが、条件付きのA、A´、B、この違いについてご説明をいただけますか。あと、契約方法について、具体的にどのような内容になっているのかについて。資料は頂いていますけれども、簡単にご説明いただけますでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ありがとうございます。契約方法ということで、A、④、A´、B、Cということで、それぞれ記載しておりますが、右のほうに設計金額というところの中で見ていただきたいと思います。</p> <p>一応金額に応じて、それぞれ決まっております。Aでいきますと土木工事、建設工事以外の工事ということで250万円以上というところと、A´に関しましては土木工事1.2億以上、建築工事2億以上、その下のBにいきますと条件付一般競争入札、いわゆる地域要件型ということで250万円以上が対象になります。Cにつきましては、指名競争入札ということで130万以上250万未満と。それ以下になりますと随意契約ということで、1号でいきますと130万未満ということで、それぞれの③ということで右側にいきますと予定価格の公表時期、また、その4の最低制限価格の公表時期、それぞれ内訳書の提出、入札回数、契約保証金、印紙等を記載してい</p>

総務課長	るところでございます。
田中委員長	<p>基本はそのとおりですが、どういう理由で契約方法と金額を分けて整理されているのでしょうか。例えば低入札価格制度は、一億以上ですよ。例えば5,000万円の場合は低入札価格制度を実施する、そういう整理ですよ。それはどうしてなのでしょう。あるいは、250万円以上の場合です。AとBですけれども、この工法は具体的にどういう建設工事になるのでしょうか。</p> <p>まず、この基本的な仕組みを理解する必要がありますので、細かいことをお尋ねしています。</p>
総務課事務職員	<p>総務課の園田と申します。</p> <p>まず、国土交通省とか国の考え方でしたら、一般競争入札、指名競争入札、それから随契ということになるんですけれども。一般競争入札の場合は、どこの業者さんでも参加は可能ということになりますので、一定の条件をつけて公告して参加者を募ると。ほかの市では制限付一般競争入札とかそういう入札の名称になりますけれども、250万以上というのは、先ほど申しましたように、自治法施行令の中に工事または請負の場合は250万円以上ということを明記されていますので、この250万円以上を採用しております。</p> <p>それから、条件付一般競争入札の低入札価格調査制度、これは工事設計金額が1.2億円以上、建築工事は2億円以上、それで通常は予定価格、最低制限価格を設けて入札するんですけれども、低入札価格調査の場合は、その下にもう一つ失格の価格というのがあります。その中で入札を行って落札者を決定すると。通常であれば、予定価格、最低制限価格の中で最低価格の業者さんが落札するということになるんですけれども、低入札の場合は、調査基準価格と失格基準価格の間で入札された方を落札候補者として、後で、この調査価格で適正に履行できるかどうかというのを調査して、その調査した結果、履行可能だということであれば、その業者さんと契約するということになります。</p> <p>だから、Bの条件付一般競争入札ですけれども、これは国のほうの考えでも、地元の業者さんの育成の観点から地域要件型として市内業者さんに限って、入札を250万円以上1億2,000万円未満の場合は、この条件付一般競争入札として、地元業者さんの参加を募るということになっております。</p>
田中委員長	別に地元業者が参加することはよいのですけれども、Aと比べる

田中委員長	と、これは250万円以上でも使い分けるといことなのですよ。
総務課事務職員	条件付一般競争入札の場合は、まず受付する工事、業種が、土木・建築等があるんですけども、29業種ありまして、その中で土木でもいいですし、建築でもいけるんですけども、ただ、特殊な工事、あるいは市内業者の参加が極端に少ないと見込まれる場合には、Aの条件付一般競争入札250万円以上で行うということになります。
田中委員長	Aは、電気とか電電の工事ですよ。しかし、Bはそういう区別がなくて250万円以上で、この1.2億とかに達しなければ、対象にかかわらず、地域振興というんですか、この目的に合致しているのであればできるというAですか。
総務課事務職員	はい、そうです。
田中委員長	つまり、私の質問は、AとBは同じ対象でも使えるわけなのですね。
総務課事務職員	そうです。
田中委員長	それから、指名競争入札ですが、この金額の場合、基礎的な話ではないんですが、指名競争入札ができるということですか。逆に言うと、250万円の指名競争入札が問題だという理由はないと思います。指名競争入札はリスクがあることは分かりますよ。
総務課事務職員	これは地方自治法施行令の167条の2の1項の1号で、工事または製造を含めて市町村の場合は130万からということになっていますので、あとの250万というものの間で取って指名競争入札の適用ということにしております。
田中委員長	すみません、法令に基づき契約することは当然ですが、この部分が契約制度を考えるときの基本的なところになるので、我々はお伺いしています。 指名競争入札は確かにリスクがありますが、本当に130万から250万の区間だけ指名競争入札を行うこと。私の質問は、この金額の範囲内だけ指名競争入札で行う合理性があるのかということですよ。必要性や妥当性が、にわかにはよく分からないので、お尋ねした

田中委員長	<p>次第です。</p> <p>日々、皆さん入札に関わられていますそのときにそれなりに感じられているのではないかと思います。下のほうについても基本的に同じ質問です。公募型指名競争入札とか、それで委託業務と物品行為で分かれています確かに一番下の随意契約の80万円以下については、少額なものはもう随意契約でよいというのわかります。しかし、それ以上の部分について、このような金額の分類で、金額で調達方法を変える合理性というか、何か意味があるのでしょうか。すみません、そもそもの質問で申し訳ないのですが、そういう趣旨でお尋ねしているところす。</p>
総務課長	<p>その辺に関しましては、申し訳ございません、今お答えできるところを持ち得ていないというところがございますので、委員長が言われた合理性について、なぜこの設定をしたんだと。逆に言えばそれよりも上げてもいいのではないかとか、逆に言うと下げてもいいのではないかとこのところに関係する理由については、一度確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
田中委員長	<p>基本はもちろん国の法令や地方自治法のような法令にあります。一定の範囲で自治体に裁量があります。一番理想的な契約制度というのは指名競争入札と考えています。つまり一定の能力のある人たちが参加して競争するというのが一つの理想的です。しかしながら、指名競争入札は公共事業で頻繁に行われた結果、談合が多発しました。談合のリスクが高いので、公共事業改革で指名競争入札を控えることになってきました。能力のある者だけが参加するのが一番合理的です。</p> <p>恐らく随意契約の一番下の金額が50万円がよいのか100万円がよいのか、それは判断になります。金額でこのように調達方法を変える理由というか、合理性はどこにあるのかなというのが一番の疑問です。これまでの経緯がありますので、私は何かこれを直ちに変わるべきだとかということをお願いするのではなくて、改めてこの契約制度を一から考えるというときに、今の仕組みで本当に合理性があるのかについては、やはり確認をしておく必要があると思います。</p>
総務課長	<p>いただいたご意見の中で、今お答えはできないというところはございますが、当然、要綱で定めると。そしたら要綱で定める場合は、なぜそれを定めたのかというところを、先生はお聞きされているの</p>

総務課長	かなと思います。どこまで確認が取れるか分かりませんが、一度確認させていただきたいと思っております。
田中委員長	まず、やはり要綱を。公募型指名競争入札と指名競争入札の金額の違いはよく分かりますが、手続的に何か大きな違いがあるのでしょうか。
総務課事務職員	公募型の場合は、一般競争入札と同じで公告します。公告して参加者を募って、資格があるかどうか確認して指名すると。それで、期間が約1か月ほど入札までかかります。
田中委員長	指名のほうは公告しない。
総務課事務職員	指名は、もうこちらのほうで、財務規則で5者以上となっていますので、5者を指名して、入札ができますので、10日なり2週間程度で業者を決定するということができます。
田中委員長	なるほど。すみません、それからもう一つ、私の質問はこれで終わりにしたのですが、エクセルで各年度の契約の金額とか一覧表がございましたよね。それを踏まえて、今言った入札条件一覧表、今これで建設工事から物品まで、それぞれいろいろな契約方法がありますが、このエクセルの表の右のほうに、平成2年度に、何件、それから金額がどうなっているか、そういうデータを加えることはできますか。
総務課長	資料を触ることになりますが、後ほど、追加が必要な項目などのご意見をいただきましたら、作業についてはなるべく速やかに行います。
田中委員長	業務のエクセルの種類別件数、落札金額とか、あと随意契約の1号、3号の件数、金額がありました。これを先ほどの入札条件一覧表に整理し直すという、趣旨としてはそういうことなのですよ。いろいろな契約方法がありますね。それでは、自治体としてそれぞれでどのように活用されていたかということを確認したいのです。
総務課長	9-1という資料の中の右側に、件数など、ご指示があった内容自体はできるのかなと思いますので、やらせていただきたいと思います。

田中委員長	私のほうから質問をしてしまいましたけれども、山形委員、菊池委員のほうからも質問があれば、よろしく願いいたします。それでは山形委員、お願いします。
山形副委員長	<p>さっきの金額基準は、いただいた契約実績の資料のうち、令和2年のところですが、250万ではないのもあるように思ったのですが、何か特別な事情とかがありますでしょうか。</p> <p>具体的には、幾つか250万を超えるもので指名競争入札に分類されているものがあつたので、そこは資料が間違っているのか、もしくは逆に超えているけれども指名競争入札をやっているのか。いかがでしょう。</p>
総務課事務職員	<p>仮に公募型指名競争入札で公募して、入札を執行したときに、入札不調になるとか入札不落になる場合があります。その場合は再度、入札審査会にて入札方法を検討して、入札の方法を変えて指名競争入札に切り替えて行うということもございます。</p> <p>それから、どうしても参加する業者様が限られている場合、仮に金額が多い金額でも指名する場合もございます。</p>
山形副委員長	分かりました。それはもう少し調査をするようになったときに具体的にいろいろお伺いするというところでいいですかね。
田中委員長	菊池委員のほうはいかがでしょう。
菊池委員	私のほうからは、資料7等で、条件付一般競争入札のフローをお示しいただいていたりするんですけども、今回、不正が起きないようにという趣旨からすると、例えば、この入札フローには記載がないと思うんですけども、その後、年度を締めた後で、入札の状況が正しかったのかですとか、そういった検証のような、内部統制でいうところの発見的な、後から事後的に発見するような統制みたいなものは、市として用意されていたりするのでしょうか。
総務課長	現状では、その件数であったり、方法がどうだったんだということに関しましては、検証等を行っておりません。
菊池委員	1つは、ちょっと意見になってしまうかもしれないですし、2回目、3回目のほうでしっかり話をすべきことなのかもしれないんですけども、そういう事後的な検証であったり、入札手続を進めて

菊池委員	いく中でのチェック体制ですね。それが十分であるのか。もちろん限られた人員の中で効率的に行うというところには反しない程度であるにしても、どのような体制が組まれているのかというところは、私、公認会計士ですので、その立場からは少し気になるところかなと思っておりまして、今後の検証の会議の中で、そのあたりも知りたいなど。もし必要なものがあれば、この会議の中でご提言していきたいなというふうには考えています。
田中委員長	非常に重要な論点だと思います。ほかにはよろしいでしょうか。菊池委員のほうからは、ほかには質問等はよろしいでしょうか。
菊池委員	以上で問題ありません。
田中委員長	<p>分かりました。今人員の話が出ましたので、少しそれに関連してお尋ねしたいと思います。</p> <p>先ほどの入札要件一覧表で、幾つかの入札方法がありますけれども、調達契約に関わる職員の方というのは何人ぐらいおられるのでしょうか。工法などによっても違うと思います。一つずつ細かくご説明いただく必要はないので、代表的な公共工事だったら、随意契約だったらこういう人たちが、こういう職員が関わるとか、その辺はどのような状況でしょうか、ご説明いただけますか。</p>
総務課長	先ほどご説明した部分で、課長をはじめ3名ということでお伝えしたと思うんですけども、実際、例えば入札を執行していきますという形に関しましては、実質2名の職員が対応していると。それ以外についても、見積り合わせであったりとかいうところについても、基本は2名という体制でございます。
田中委員長	総務課の職員ですか。
総務課長	総務課自体が、実際にいきますと情報担当課長や、情報担当、法規担当はいておりますが、契約を担当職員に限りまして2名であるというところでございます。
田中委員長	例えば、一つの分野は土木と建設だと思いますが、それは土木建築関係の部署があるわけですね。そこはどうでしょう。
総務課長	すみません、一応、契約担当課という立場でいきますと、先ほど入

<p>総務課長</p>	<p>礼会場に2名ということで申したんですけれども、それ以外に事業担当課のほうにも出席を求めているということでございますが、事業担当課から何名来るんだというところでいきますと、1名ないし2名というところで、実質的には4名ぐらいになるかなと思います。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>具体的に、過去に、令和2年度の契約実績で、例えば一番金額の大きい上のところでしょうか、四條畷市立小中学校学習系端末調達が金額が大きいわけですけれども、すみません、大体のイメージのところですが、この調達に係る初めから終わりまで、どういう職員の方々が関わるのでしょうか。総務課以外も当然関わりますよね。</p>
<p>総務課長</p>	<p>設計や積算、仕様書などを作成する事業課というところで、資料の少し字が小さいところになるんですけれども、真ん中に教育総務課があります。この課が事業を行うためこういう事業の契約を進めたいということの中で、これでいきますと、この決裁につきましては最終市長の決裁が必要となる金額になりますので、市長まで決裁を取っていくということになります。その中で、合議ということで、契約担当課のほうにも決裁書類が回ってくるということになります。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>想像ですけれども、基本的には、具体的なものを上げてサービスを買う部局が、こうこうこういうものが欲しいですと、調達する必要を説明します。あるいは、こういう契約方式で調達したいというのを最初の起案というか、そもそも、そこから始まるわけですよね。それで入札の基本的な手続は総務課のほうで責務を負う。そのような形になるんですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>事業担当課、ここで、一番上でいきますと、教育総務課のほうで、契約依頼を行うことになります。その契約に係る起案とは別に、公告手続等を契約担当課である私ども総務課ということになります。先ほども説明した担当のほうの2名と課長が関わり、そういった手続になっていくということでございます。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>よく分かりました。この各部局は、専門の方がおられるのかもしれませんが、契約関係のそれなりのものだったらスキルも必要だと思いますけれども、そういった部局に契約の担当者なり、あるいは責任者のような方がおられるんですか。</p>

<p>総務課長</p>	<p>それぞれの事業担当課、例えば先ほどおっしゃっていただきましたように土木とか建築、下水とかということで行きますと、工事等の経験もあるため、積算や設計等など契約に関しては知識を有しておりますが、それぞれの事業担当課、ここでいいますと教育総務課のほうに、専門的な調達要員がいてはなく、一般職員で対応しております。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>よく分かりました。行政組織の中で、なかなか職員を増やせないという事情はよく分かりますが、やはり契約あるいは調達に関わる職員、あるいは専門的に能力を持った人たちが少ないというのを改めて感じました。よりよいものをより安く買うためには、コストがかかるし、知恵も必要です。簡単には手に入らないんです。だから、人材がいなければ、良いものを買うのは難しいのです。</p> <p>すみません、総務課の3人と今おっしゃいましたけれども、その方はどのくらい継続して契約を担当されるんですか、平均的にでもいいんですけれども。</p>
<p>総務課事務職員</p>	<p>そうですね。やっぱり業者との接触とかいろいろございますので、今までの経緯からすると3年ないし4年で交代するというのが通常だったと思います。</p> <p>今やっているのは2名なんですけれども、私が今5年、それからもう一人の担当が今3年目を迎えています。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>一度担当して異動した後にまた戻ってくるとか、そういう可能性はあるのでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>市役所の中の人事異動ということでございますので、当然、違う部署に行って戻ってくるといったことは考えられます。現に隣におる園田のほうも戻ってきたというところでございます。また、お示しいただいた事業担当課にも契約を十分理解した職員の必要性はそのとおりであると認識しておりますが、なかなか難しい状況です。そういう意味では研修も必要ですが、現状では十分な研修は行えておりません。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>新しく総務課の契約担当になられた方に対して研修制度みたいなものがあるのでしょうか。それは総務省あるいは県が提供するとか、そういう研修は何かないのでしょうか。</p>

総務課事務職員	<p>今まで大阪府が研修、こういう入札関係とか担当の心構えとか、そういうのはやっていたんですけども、ここらは枚方管内になりますので、枚方土木事務所でそういう研修を行って、それに参加すると。ただ、今はこういう新型コロナの状況ですので、そういう研修はなくなってきているというのが現状でございます。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。ほかにご質問等がありますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p> <p>すみません。また一つ契約方法の話なのですが、随契、幾つか種類があるということなのですが、基本的には価格の見積り合わせなど、幾つか取るようになっていっていると思うんですが、それは基本的に、1号、2号、3号、いろいろありますけれども、全てについて見積り合わせなり価格の調査なりはやられのでしょうか。</p>
総務課事務職員	<p>建設工事でいいますと、随意契約1号、130万円未満なんですけれども、この場合は特命ではなくて2者なり3者指名して見積り合わせを行うと。当然、予定価格の範囲内で一番低い価格で入札した者が落札者ということになります。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。事務局からご説明いただきました資料については、まだ何かご質問等がありますでしょうか。</p>
山形副委員長	<p>結構です。</p>
田中委員長	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>これを踏まえて、案件3、今後の会議の進め方に入りたいと思います。本委員会における検証の進め方や検証の範囲について、委員方々のご意見をお伺いしたいと思います。山形副委員長、お願いします。</p>
山形副委員長	<p>今いただいた資料とその説明からすると、いろいろと実態をより把握してから、さらにそれがうまく運用されているのかどうかを検証していく必要があると考えています。ですので、これで頂いた資料でも、各年度で、これは総務課が上がってきている分ということですよ。これが240から250件、3年分ほど頂戴しているかと思えます。全部で大体3年でも700件超あって、それが契約の</p>

山形副委員長

類型別で分かれていて、いろいろと契約に至っているということがございます。

先ほどの契約方法の説明の中でも、公募型指名競争入札もしくは一般の入札に近いものと、それから指名競争入札、随意契約、こういった3つの契約方法を、それがさらに大項目から幾つかに分かれるものもあるかと思うんですけれども、それらの契約方法ごとに一定の視点を持ってうまく運用されているのかどうかというところを検証していく必要があるかなと思います。

さらにそれを、実態を見ていくことによって、そもそもの振り分け方がうまく振り分けられて運用されているのか。これは委員長が先ほどお話になったように、指名競争入札を250で区切ってやることの合理性とか、そういったところですね。それが四條畷市の実態に即しているのかというふうな見方をしていく。そういう分析も今後必要になってくるかなというように考えています。

具体的な視点をそれぞれ、公募型であれば、十分競争性が確保されているのかというふうな観点から、その事例を見ていくと。きちんと広く公募して、競争してやっていこうというふうになっているけれども、実態としては一者応札がずっと続いていて、べたっと予定価格に近いところで張りついているのではないかと、それから、ずっと同じ業者さんが連続してやっていて、本当に競争性あるような調達になっているのかというふうなものとか、これはやはり金額が大きいということになると、それなりの重要性のある契約でもあるので、より詳細に見ていく必要があるんじゃないか。そういったような観点から、公募型指名競争入札なんかは見ていく必要があるかなというふうに考えています。

指名競争入札とかだと、きちんと、その指名の在り方というか、指名業者の選定方法というのが適切になっているのかとか、もしくは本当に指名業者間で適切な競争がなされているのかというふうなところなんかも見えていく必要があるかなという観点から、事案を見ていく必要があるかなと。

随意契約になってくると、競争性、競争するよりも、きちんと決めていったほうが、2号の要件なんかがありますけれども、2号での随契というのは、本市においても結構な数があるかと思うので、それが本当にその類型でいいのかどうか。こういったようなところを特に随契であれば見ていく必要がありますし、その他の3号、4号、5号とありますけれども、それも、そこはある程度特殊な類型になっていくので、それはきちんと振り分けになっているのかどうかというふうな検証をしていく。

山形副委員長	<p>そういったような形で、それぞれを契約方法ごとに案件調査していく。また、そこも750件全部やるというのも大変かと思しますので、幾つかそれをまず市のほうでも、今、整理をしていただいているというふうに聞いています。この2-2の資料のもう少し追加情報を入れていただいたものでピックアップをしていながら、案件別の検証調査というのをしていくのが相当ではないかなというふうに考えています。</p> <p>そういった作業をしていくにあたっては、この条例上でも設定していただいている調査員というのを選任していただいて、それで一つ一つの、この委員会で全部ヒアリングをしていくというと、何回も、それから非常に細かいところも含めて時間がかかる話でもあるかと思しますので、調査員を選任していただいて、この委員会の間に、そういった具体的なところを資料として取りまとめて、それを基に委員会で議論をしていくというような進め方がよいのではないかなというふうに考えております。以上です。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。菊池委員のほうからは何かご意見はございますでしょうか。</p>
菊池委員	<p>基本的に山形先生のお考えのとおりでよろしいかと思えます。少しだけ添えさせていただきますと、検討の視点のところの入札のところの視点を山形先生の方でおっしゃっていただいていたと思うんですけども、私もこういう入札関係の検証のお仕事をほかでやらせていただくような中で、視点として先生が上げていただいたもの以外にも、例えば低落札率の契約ですとか、入札の辞退者が複数あったような契約ですとか、再度の入札を複数回行った契約ですとか、不落の結果、随意契約になった契約ですとか、低入札の入札者の割合が高い契約、また最低価格の入札者を落札者としていない契約などのような視点を加えていただいて、それに当てはまるようなものが、並べていくと特徴が出てくると思えますし、その特徴を分析していくと課題のようなものが見えてきたりすると思しますので、視点を少し増やしていただいても結構かなと思いました。</p> <p>ちょっと長くなって恐縮なんですけれども、もう一点だけ。</p> <p>随契の2号型のところでも、これも基本的に山形先生のお考えのとおりで結構かと思っているんですけども、この中で上げていただきました随契として整理するのが本当に適切なんだろうというお話については、一般的には随意契約にする場合には随意契約にすべき理由というものを手続の中で整理をされているのではないか</p>

菊池委員	<p>というふうに考えております。きっと本市でもあるのではないかと 思うんですけれども、その理由についてしっかり詳細に分析をする と。その理由が非常に分かりにくかったり、同じような理由がずつ と並んでいたりなんかすると、その中に制度上の瑕疵ですとか課題 みたいなものが含まれている可能性があるのかなというふうに考え ておりますので、そういった点もご参考いただければというふうに 思いました。基本的には山形先生のお考えのとおりで結構かと思ひ ます。すみません、長くなりました。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。私も山形副委員長のご意見については全 く賛成なのですが、調査員を置く、作業するということは、可能なの でしょうか。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>大丈夫でございます。調査員につきましては、弁護士の調査員が 3名と公認会計士の調査員を1名設置することができますが、弁護 士の調査員については、3名で延べ69日が予算の限度となってお り、公認会計士の調査員は1名で14日分となっております。1日 5時間、日額5万5,000円が上限額となっております。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。それなりの予算を確保していただいでい るということで、非常に心強い気持ちでいます。山形副委員長もこ の方針について異論はないので、それを踏まえた上で、若干少し私 のほうからも意見をさせていただければと思います。</p> <p>皆さん調達に関わられている方は、本当に少ない人数で日々ご苦 勞されているのをつくづく感じました。この作業を検証するという のは、受ける立場からいえば嫌だというのはよく分かります。ただ、 我々としても、何か特定の誰かを非難するとか、犯人を捜すとか、そ ういうことを目的にしているわけではなくて、改善するために、よ りよいものをより安く買うためにどうしたらよいか考えたいので す。それが実はコストがかかる話なのです。我々個人の生活でも何 か非常にお値打ちのものを買ってくるためには手間暇かかりますよ ね。だから、よりよいものをより安く買うためにはコストがかかる のです。</p> <p>日本では、一般競争入札が原則ですが、場合によっては一般競争 入札はコストがかかります。他方、随意契約のほうが効率的な場合 もあります。</p> <p>ただし、随意契約のほうは、先ほど菊池委員のご説明にありまし たように、説明できるのかということが大事です。</p>

田中委員長

すみません、何が言いたいかというと、改善するためには現状を分析しないといけない。どこに問題があるのか。契約に関わる職員が限られている、これではやはり費用対効果の高い調達は難しいという結論にもなると思います。より調達に関わる方が仕事をしやすくする。あるいは各部局との連携が必要であると思います。

改善するためには、やはり現状の分析が必要であり、どこに無理があるのかを調べなければなりません。なかなか契約制度本体を変えることは一自治体の立場からは難しいと思いますが、でも改善できる余地はそれなりにあると思います。だから、我々は少しでもお手伝いを、その改善に向けて。この委員会は、半年とかそのぐらいの時間しかないとして、その後も継続的により効果的な調達を行っていくために、必要な改革を継続的に実施していく必要があると思います。

今から検証するのは手間暇かかるし、日々の業務をやりながら資料をそろえるのも大変ご苦労かと重々思いますけれども、現状を分析して、何が問題で、どこに無理があるのかを明らかにしないと、よりよい方向には進みません。繰り返しますと、我々が皆さんの間違いを探すとか、これを非難するとか、そういう目的ではありません。我々は別に調査権限があるわけではないので、犯罪行為があれば、それは司法当局に全部委ねます。我々はそれなりに契約制度に関わっていますけれども、外から見るのはやはり限界があります。皆さん自身は多分よくご存じだと思います。あるいは、具体的なデータはないかもしれませんが、契約に携わってこられて、ここはおかしいじゃないかという意見をたくさんお持ちだと思います。それをぜひいろいろ教えていただきたいのです。それぞれ個別の契約を通じて、もちろん全てチェックすることはできませんが、まずは金額の大きいものですよね。毎年同じような調達で金額が大きいもの、そこに注意する必要があります。

例えば、30万円の随意契約を5,000円効率化するのと、1億円、2億円の調達を同じ1%でも2%でも効率化するのは、全然意味が違いますので、順番としては、お金がかかるものは、本当に合理的な方法で契約できているのかを調べる必要があるし、随意契約は随意契約で実態を調べる必要はありますけれども、それはあまり個別というよりも、幾つか調べた上で、活用できる知恵を探していくということになるのかなと思います。

私自身、霞が関で、実はもう10年ぐらい前になりますけれども、各省庁の調達に関わったことがあります。データはないし、およそ検証を行うという仕組みはありませんでした。公共事業だとか防

<p>田中委員長</p>	<p>衛調達という非常にお金がかかる調達については、若干の検証などありましたけれども、全体としては検証するプロセスが乏しいのです。検証しないと、やはり次に生かせないです。</p> <p>すみません、いろいろ能書きを言って恐縮なんですけど、いわゆるPDCAというのは、役所ではDでほぼ止まってしまいます。チェックしてアクションに移すというところが本当に僅かしか回らなのです。そこを回すためには検証しないといけない。検証するのは、本当に面倒くさいし、嫌なんですけれども、それをしない限り改善しません。私からは、もちろん毎日残業してまで作業してほしいとお願いするつもりはないのですけれども、検証に、ぜひご協力というか、皆さん自身で自分ごととして関わっていただかないと多分問題は分からないでしょう。外からチェックするのは非常に限界がありますので、過重な負担にならない範囲内で、ぜひこの検証作業にご協力いただきたいと思います。</p> <p>そうすると、この調査員による検証のプロセスは、また改めてスケジュールなり、どういう調査員を採用するなり、そういう手続をするということになるのでしょうか。</p> <p>山形委員から3名、弁護士の調査員をご選任いただき、菊池委員には1名公認会計士の方の調査員をご選任いただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>ご選任いただきましたら、市長のほうから委嘱をさせていただきたいと考えております。</p> <p>山形のほうは、今、候補者として、また事務局のほうに提出をさせていただいております。3名、補助的なというか、実際のヒアリングを担当してもらおう弁護士というのを予定しています。</p> <p>あと、会計士さんのほうは、菊池委員のほうが直接されるか、もしくは補助者をもう一人選任されるかというところは、まだご意見を頂戴してかと思いますが。</p>
<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>また事務局と調整させていただきたく存じますので、候補の方が決まられましたら委嘱手続のほうを始めさせていただきたいと考えておりますので、ご協力のほうよろしく願いいたします。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>ありがとうございます。それでは改めて確認という意味で、山形副委員長からご提案がありました検証の進め方、それから菊池委員からも補足的なご説明がありましたので、そういう方向で今後進めていくということによろしいでしょうか。</p>

	(意見なし)
田中委員長	ありがとうございます。それでは、次に案件4、その他に移りたいと思います。ほかにご意見や確認事項はございませんでしょうか。
菊池委員	特にございません。
山形副委員長	私も特にございません。
田中委員長	私もさらに追加的なコメントはございません。ないようでしたら、本日の審議はここまでとさせていただきたいと思います。少し早いようですが、本日はここで終わりたいと思います。事務局から、ほかにご連絡はございませんでしょうか。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	ありがとうございます。次回会議の日程をお伝えさせていただきます。次回会議は11月9日火曜日13時からの予定とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
田中委員長	次回は11月9日火曜日13時からとなります。 それでは、これをもちまして第1回四條畷市入札制度等検証委員会を終了させていただきます。ご参加ありがとうございました。